

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

○障害年金

国民年金

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。

また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられ

ています。

障害基礎年金

国民年金に加入している間、または20歳前（年金制度に加入していない期間）、もしくは60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間）で日本に住んでいる間に、初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にあるときは障害基礎年金が支給されます。

※障害基礎年金を受け取るためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること（保険料納付要件）が必要です。ただし、20歳前の年金制度に加入して

いない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

①初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること

②初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは3級の障害厚生年金が支給されま

す。

なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるとしても軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されません。

※障害厚生年金・障害手当金を受けするためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

日本年金機構ホームページ
http://www.nenkin.go.jp

旭川年金事務所

年金の加入手続き、納入相談など

☎ 0166-27-1611

年金相談の予約など
☎ 0166-72-5004

役場税務住民課年金担当
☎ 4-2511

内線116・117
☆ 4-251103

■お問い合わせ

ねんきんダイヤル

☎ 0570-05-1165

運転免許証更新時講習 (10月4日から11月12日まで)

名寄文化センター会場

■違反運転者講習(2時間)

10月4日(木)14時

■初回更新者講習(2時間)

11月12日(月)14時

■一般運転者講習(1時間)

10月4日(木)17時30分

10月15日(月)14時

11月8日(木)14時

■優良運転者講習(30分)

10月4日(木)19時

10月15日(月)13時

11月8日(木)13時

下川交通防犯センター会場

■優良運転者講習(30分)

11月5日(月)13時